

このアンケートは喫煙対策に関する大学としての意思決定に大きく影響します。漏れのないようご記入下さい。健康診断の受付時に**必ず**提出して下さい。

アンケート結果は学術誌などに公表することがありますが、情報は統計学的に処理しますので、あなた個人の情報が公表されることは絶対にありません。

以下の質問にお答えください。該当する番号に○または数字を入れてください。

職種	① 臨床系教職員 ② 基礎系教職員 ③ 看護系教職員 ④ 医員・研修医	性別	① 男 ② 女	年齢	()歳
	⑤ 事務系職員 ⑥ 技能系職員				

問 1 あなたの喫煙状況はどれですか。(1つのみ)

- ① 一度も吸ったことがない
- ② 試しに吸ってすぐやめた(時期:()歳ごろ)
- ③ しばらく吸っていたがやめた(時期:()歳～()歳)
- ④ 現在、ときどき吸う(本数:1ヶ月に()日、1日あたり()本、期間:()年間)
- ⑤ 現在、毎日習慣的に吸う(本数:1日()本、期間:()年間)

問 2 たばこを吸う吸わないにかかわらず、たばこがあなたの健康に与える影響についてどう思いますか。

- ① とても気になる ② 少し気になる ③あまり気にならない ④ 全く気にならない ⑤ 分からない

問 3 佐賀大学医学部付属病院では、喫煙率の低下、喫煙問題の啓発、受動喫煙の防止、学生への教育効果などを期待し、平成19年4月1日より敷地内全面禁煙(駐車場などの建物外を含め病院敷地内で喫煙してはならない)を導入しています。

(1) あなたはこのこと(病院敷地内全面禁煙)を知っていますか？

- ① はい ② いいえ

(2) 病院敷地内全面禁煙についての、職員や患者さまへの周知は十分だと思いますか？

- ① はい ② いいえ

(3) 病院敷地内全面禁煙は守られていると思いますか？

- ① はい ② いいえ

(4) 病院敷地内全面禁煙が遵守されていくために必要なことは何だと思いますか？(あてはまるもの全てに○)

- ① 喫煙者に対する禁煙支援 ② 職員間の注意 ③ 見回り
- ④ 喫煙者のマナー・モラル ⑤ より厳しい罰則 ⑥ その他 ()

問 4「健康増進法」では「学校・官公庁・事務所などを管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない」としています。平成19年4月1日施行の「がん対策基本法」では、「がんを初めとする生活習慣病の予防を推進するため、喫煙者数の減少に向け、たばこに関するあらゆる健康増進を総合的に実施するべきである」とされています。

(1)あなたは、佐賀大学医学部の現在のたばこ対策(病院は敷地内全面禁煙、医学部キャンパスは喫煙場所を屋外1か所に限定、喫煙問題に関する講演会実施、禁煙支援など)をどう評価しますか。(1つのみ)

- ① 十分行われている ② ある程度行われている ③ どちらともいえない
- ④ どちらかといえば不十分 ⑤ 不十分

(2) あなたは、禁煙支援や喫煙パトロールなどのたばこ対策活動に協力する意思がありますか

- ① はい ② いいえ

